

(ご参考)

「保険契約の移転」と「保険募集の再委託」の概要

2013年4月に施行予定の改正保険業法によって「保険契約の移転」および「保険募集の再委託」にかかる規制の見直しが行われることになっている。

1. 保険契約の移転制度

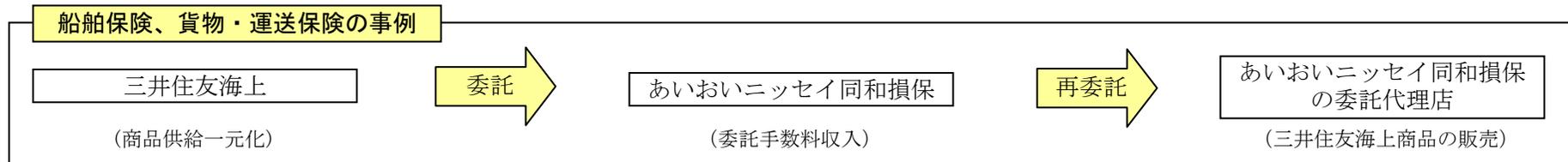
- ・保険契約の移転を行う場合には「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」は包括して移転しなければならないとの規制（移転単位規制）があったが改正保険業法によりこれが緩和される。
- ・このため、グループ内の保険会社間で販売チャネルや個人・企業分野などの単位で保険契約を移転させることによって、グループ内保険会社の事業再編を行うことに活用することができる。

【制度利用の要件など】

項目	内容	
株主総会の決議	移転元会社及び移転先会社の株主総会の特別決議	
公告・通知	移転する契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表、一定の期間内に異議を述べるべき旨	
保険契約者の異議	申立て権者	移転対象契約者
	成立要件	異議を述べた契約者数が1/10(全部移転の場合は1/5)を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が1/10(全部移転の場合は1/5)を超えているときは、移転不可
	解約	異議申し立て者に対しては、移転前日までに積立保険料および未経過保険料を返還しなくてはならない。
移転に伴う契約条件の変更	不可（軽微な変更で保険契約者の不利益にならないものは可）	

2. 保険募集の再委託制度

- ・お客さまに対する保険募集は、保険会社が直接委託する募集代理店においてのみ行うことが可能であったが、同一グループ内の保険会社を再委託者とする場合に限定して、保険募集の再委託が可能となる。



- ・これによって、グループ内の保険商品供給機能を一元化し、商品供給会社からグループ内の他の保険会社が商品供給を受けて同一商品を販売することが可能となる。

【制度利用の要件など】

項目	内容
再委託の要件	<ul style="list-style-type: none">・再委託者が保険会社であって、所属保険会社と同一グループに属すること。・再受託者が再委託者の募集人であること。・再委託者が、再委託について、所属保険会社の許諾を得ていること。
賠償責任	再委託者は、再受託者が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

以上